

府中町立府中南小学校 生徒指導規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、安芸郡府中町立府中南小学校の児童一人一人が、安全で安心して学校生活を送ることをめざすとともに、保護者・教職員が協力して児童の健やかな成長を図るために定めるものとする。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装等

1 服装

- ・ 通学服は、動きやすい服装とする。
(ミニスカート・ロングスカートは慎む)

2 名札

- ・ 学校指定の名札を胸の部分に着用し、忘れた場合は、必ず担任に伝える。

3 体操服

- ・ 原則、学校指定の体操服と赤白帽(ゴムひもつき)を着用し、服の前後には名字を記入する。
- ・ 体操服の下に肌着を着てもよい。
- ・ 寒い時期は、長袖の体操服を着てもよい。長袖の体操服がない場合は、半袖の体操服の上に体育用のトレーナーを着用して体育をしてよい。ただし、トレーナーは、フードやボタン、ファスナーがなく、華美でないものとする。

4 通学靴

- ・ 運動しやすい靴とし(ひも靴も可)、華美な物や厚底やローラー付きは不可。
- ・ 靴のかかとはふまない。

5 上履き(シューズ)

- ・ 校舎内・体育館共用で、男女とも、白布

製のシューズを使用する。

(つま先部分のゴムの色は問わない)

- ・ 上履きのかかとはふまない。

6 帽子

- ・ 着用しなくてもよい。ただし、着用する場合は、本来の役目を果たし華美でないものとする。

7 防寒具

- ・ 帽子・手袋・ネックウォーマー・外上着・マフラーなどは、登下校中のみの着用とする。
- ・ 校舎内では、ダウンジャケットなどの防寒具は身につけない。
- ・ 上着のフード、耳あては周りの音が聞こえず危険なので身につけない。
- ・ 使い捨てカイロは原則持ってこない。

※ ただし、体調不良等で、貼るカイロを服に貼る場合は、担任にそのことを伝える。

※ 入学式・始業式・終業式・卒業式等の儀式や修学旅行・社会見学等の学校行事では、華美なものではなく式にふさわしい色や服を着用する。

第3条 髪型

- ・ カチューシャや大きな飾りのあるピン・髪ゴムはしない。髪が長い場合は、学習の妨げにならないようゴムで結ぶ。(ゴムやピンの色は、黒・茶・紺とする。)
- ・ 奇抜な髪型にはしない。

第4条 持ち物

1 かばん

- ・ かばんは、ランドセルを使用する。

2 筆記用具

- ・ 筆箱には基本的に次のようなものを入

れておくようとする。

- ① 鉛筆 5 本程度 (B・2B, シャーペン不可)
- ② 消しゴム (実用に適したもの)
- ③ 赤と青鉛筆 (学年により赤ボールペン可)
- ④ 名前ペン
- ⑤ ものさし
(カッターは教員の指示に従い持参)
- 3 防犯ブザー
 - ・ 防犯ブザー・笛などの危険を知らせる物を全員携帯することとする。
- 4 傘
 - ・ 傘は持ってきた日に、必ず持ち帰る。置き傘は、教室に置くことを許可する。
- 5 不要物
 - ・ 学校に、勉強に使う物以外は持ってこない。
 - ・ ランドセルや筆箱、持ち物にキーホルダーなどの飾りはつけない。
- 6 携帯電話
 - ・ 携帯電話は原則禁止する。(特別な事情があれば、協議する。)
- 7 記名
 - ・ 全ての持ち物には必ず記名する。

第5条 校内での過ごし方について

- 1 授業
 - ・ チャイムの合図を守る。
 - ・ 授業の始まり・終わりは号令に従って学年に応じた内容のあいさつをする。
 - ・ 府中南小学校授業スタイルを実践する。
 - ・ 返事・言葉遣いに気をつけ、人を傷つける言葉を言わない。
 - ・ 挙手の際は、指先までしっかりと伸ばす。
 - ・ 学校の学習用具は、大切に使用し責任を持って返却する。
 - ・ 筆 (水彩・習字など), すずり, パレット

トの汚れは家で洗う。

- 2 休憩時間
 - ・ 廊下・階段・教室内を走ったり跳んだりしない。廊下や階段は、「静かに」「右側を」「歩いて」移動する。
 - ・ 遊びの決まりを守って遊ぶ。
 - ・ アスファルトの部分・駐車場・体育館周辺では遊ばない。
 - ・ バットを使ったり、ボールを蹴ったりする遊びは原則禁止。
 - ・ サッカーは、スタンド側のサッカーゴールに向けてのPK練習のみ可能。以下の曜日を守り安全に行う。
(月・水・金・・・4・5・6年
火・木・・・1・2・3年)
 - ・ 休憩時間、体育館での遊びは不可。
 - ・ みどりの広場での、児童のみの遊びは不可。
 - ・ 特別教室や空き教室に勝手に入らない。
 - ・ 雨の日は、室内で過ごす。
 - ・ 図書室は、大声を出したり、走ったりせず、マナーを守って利用する。
 - ・ 学校の施設や道具、草木や樹木を大切にする。
 - ・ 校庭にある木に登って遊ばない。
 - ・ ポケットに手を入れず、袖口から出す。
 - ・ 上着は腰に巻かない。
 - ・ トイレは休憩中に済ませておく。
 - ・ 遊具は低学年優先とする。
- 3 職員室への入退室
 - ・ 荷物がある際には、職員室入り口付近に整頓して置く。
 - ・ 決められた入り口から、所属、名前、要件、相手をはっきり言い、帽子をとって入室する。

- 退出の際は、「失礼しました。」と一礼して出る。

4 給食

- 給食当番はエプロン・マスクを着用するとともに、衛生面に注意して準備を行う。
- 当番以外の児童は、自分の配膳を終えたら、教室内で静かに席に座って待つ。
- 準備を12時35分までに終えるようになる。
- 好き嫌いをせず、残さず食べるようになる。
- 決まりにそって、後片付けを行う。

5 掃除

- 次の4点を意識して取り組む。

- ① 黙ってする。
- ② すばやく取りかかる。
- ③ 時間いっぱいはたらく。
- ④ きちんと片付ける。

- 掃除道具は、丁寧に使用する。

6 靴箱利用

- 靴はかかとを靴箱の端に揃え、つま先を奥にして入れる。
- 校舎内は外靴で上がらない。

第6条 登下校・欠席・遅刻・早退・外出等

1 登校

- 7時40分以降8時15分までに登校する。

2 欠席する場合

- 8時15分までに保護者が学校に欠席理由を連絡する。

3 遅刻する場合

- 8時15分までに保護者が学校に遅刻の理由を連絡する。
- 保護者が児童を学校まで送り届ける。

4 早退する場合

- 必要に応じて、保護者が早退の理由・時刻・早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。

5 下校

- 5校時授業の日は、14時50分。6校時授業の日は、15時40分とする。
- 水曜日は、原則14時15分とする。

※ 登下校は決められた通学路を通り、正門からの出入りはしない。

※ 学校に来たら、教師の許可なく校外には出ない。（忘れ物も取りに帰らない。）

第3章 校外での生活に関すること

第7条 校外生活

1 外出

- 児童だけで校区外に遊びに行かない。
- 地域の人・先生・友達と気持ちのよいあいさつをする。

2 交通安全

- 交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の乗り方をする。（道路で遊ばない。）
- 道路を歩く時は、歩道（右側）を歩き、急な飛び出しをしない。
- 自転車の二人乗りやスピードの出し過ぎ、並んでの運転、片手運転、傘さし、無灯火などの危険な運転をしない。
- ヘルメットの着用を心がける。
- 1・2年生は、道路で自転車に乗らない。

3 危険箇所への出入り

- 道路や線路・川・池・空き地・がけ・工事現場等、進入禁止や危険な場所では遊ばない。
- 人気のない場所では遊ばない。

4 公共施設の利用

- 南公民館や南交流センター、公園など

の公共施設では、きまりやマナーを守って利用する。

5 帰宅時間

- ・ 夏季（4月から9月は、午後6時）
- ・ 冬季（10月から3月は、午後5時）

6 外出する時

- ・ 行き先や帰る予定時刻等を家族に伝えながら出かける。
- ・ 夜間外出は、保護者同伴とする。

7 店舗および娯楽施設への入店

- ・ 買い物をしないときは、店に入らない。
- ・ ゲームセンターやカラオケBOX等の娯楽施設や、飲食店に児童だけで入店しない。

8 金品の貸し借り

- ・ 人におごったりおごられたりしない。
- ・ お金やものを強要しない。
- ・ 金品の貸し借り、売り買い等をしない。

9 遊び方

- ・ 危険な遊び（火遊び・川遊び・エアガンの使用等）をしない。
- ・ 川や池で遊ぶ際は保護者同伴とする。
- ・ 公園では、ボールは使用せず、ルールを守り安全に気をつけて遊ぶ。
- ・ 公園や学校の校庭では、自転車に乗らない。
- ・ 放課後、学校の中で、食べたり飲んだり、ごみを捨てたりしない。
- ・ 放課後は、学校の体育用具（ボール、フラフープ、長なわなど）は使わない。
- ・ 放課後、運動場で金属バット・木のバットやボールを使った遊びをしない。

10 不審者・不審電話への対応

- ・ 知らない人にはついて行かない。
- ・ 何かあったら、大声で近くの人に知らせるか「子ども110番の家」に助けを

求める。

- ・ 知らない人から電話がかかってきても対応しない。住所・電話番号は絶対に言わない。

11 インターネットの利用

- ・ インターネットやメール、オンラインゲーム等を利用しての通信は、家庭の約束を守って行う。

第4章 特別な指導に関すること

児童がきまりを守れなかった場合等は、状況に応じて教育活動とは異なる「特別な指導」を行う。「なぜ、そうなってしまったのか。」「どんなところが問題であったのか。」「今後どのような行動をすれば、そのようなことが防げるのか。」等の振り返りをしっかりと行い、より良い学校生活が送れるよう支援することが目的である。

また、「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後、よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

第8条 問題行動への特別な指導

問題を起こした児童で、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や問題の程度・常習性も配慮して指導を行う。

1 問題行動

触法行為、いじめ、指導不服従、授業妨害、不要物持参等の事例が発生した場合は、状況に応じて保護者に来校してもらったり速やかに警察等の関連機関と連携を図ったりする。

（1）触法行為

- ① 暴力行為（対教師、児童間、対人）

- ・ 加害児童や被害児童等に対して事実確認を行い、被害状況を把握する。
 - ・ 加害児童及び被害児童等の保護者と話し合い、今後の生徒指導の方向性を示す。
- (2) 器物破損（故意）
- ・ 損壊の原因によっては、警察等の関係機関と連携を図る。また、修復にかかる費用については、原則として加害児童の保護者負担とする。
- (3) 喫煙・飲酒・万引き・深夜徘徊・その他（火遊び等）
- ・ 学校において速やかな指導をし、当該児童の反省を促し、今後の指導体制を組む。
- (4) 金品強要
- ・ 加害児童や被害児童等に対して事実確認を行い、状況を把握する。
 - ・ 加害児童及び被害児童等の保護者と話し合い、今後の生徒指導の方向性を示す。
- ※ 継続指導【放課後担当者に1週間、今日の学校生活の反省を報告する】
- ※ 一緒にいた児童も同じ指導を行う。
- (2) いじめ
- ・ 加害児童や被害児童等に対して事実確認を行い、被害状況を把握する。
 - ・ 加害児童及び被害児童等の保護者と話し合い、今後の生徒指導の方向性を示す。
 - ・ 事実確認【時間を問わず、本人と保護者及び担任・学年主任・生徒指導主事・管理職等、複数で学校面談を行う。本人、および保護者で被害者へ対応】
 - ・ 個別指導【反省文（低学年は担任や生徒指導主事と一緒に文章にする）】
 - ・ 継続指導【放課後担当者に1週間、今日の学校生活の反省を報告する】
- ※ クラス・学年・全校で指導を行う。
- ※ 保護者連携を原則とし、親の思いをしっかりと受け止め、今後の対応を行う。
- ※ 積極的な認知を行い、重大事案につながらないよう児童への指導を重視する。
- (3) 指導無視
- ・ 指導無視、暴言、授業エスケープ、授業妨害があった場合は、事実を確認し個別指導を行う。（反省文）
- ※ 低学年は、保護者と一緒に文章にする。
- ・ 状況に応じて、保護者連絡。または、学校面談を行う。
 - ・ 継続指導【放課後担当者に1週間、今日の学校生活の反省を報告する】
- (4) 授業妨害
- ・ 立ち歩き、暴言、おしゃべり等については事実を確認し、個別に指導を行い、反省文を書く。状況によっては、保護者に連絡または学校面談を行う。
 - ・ 継続指導【放課後担当者に1週間今日の学校生活の反省を報告する】
- (5) 不要物持参
- ・ 1回目は、その場で指導し一時預かり、後に放課後返却する。
 - ・ 2回目は、その場で指導し一時預かり、後に学期末に返却する。
(保護者にも連絡をとる。)
 - ・ 無届けで携帯電話を学校に持ち込んだ場合は、学校預かりとする。

(6) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

2 特別な指導の手順

- ① 複数で事実確認を行い、生徒指導主事、管理職へ報告後、今後の対応について確認を行う。
- ② 反省指導をする。
- ③ 管理職による説諭を行う。
- ④ 担任、生徒指導主事等による1週間の継続事後指導を行う。
- ⑤ 指導記録に残す。

※ 必要に応じて保護者に来校を要請する。

第9条 反省指導

特別な指導のうち、反省指導は次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮して指導を行う。

1 説諭

- ・ 口頭による説諭指導（短時間での指導）

2 学校反省指導

① 別室反省指導

- ・一定期間児童を別室において複数体制で、面接・反省文の記入・生徒指導や学習指導等を行うことによって、望ましい生活や学習態度を育てる。

② 授業反省指導

- ・ 別室での反省指導において一定の成果が認められたと判断された場合や、別室反省指導を行うほどではない場合に、通常の授業において、担任が児童の学習意欲や態度・生活の状態を評価したり反省を促したりすることによって、望ましい生活や学習の態度を育てる。

③ 保護者との協議

- ・ 児童の問題行動及び反省の状況等に

ついて保護者に説明するとともに、再発防止に向けて、具体的な取組について保護者と共に理解を図り、生活改善への取組を行う。

第10条 反省指導の期間

反省指導の期間は、発達段階や問題の程度や繰り返し等の状況により、協議・検討して決定することとする。

第5章 その他

第11条 生徒指導規程の周知

入学説明会やPTA総会等で配布し、説明を行う。また、ホームページにも公開していく。

第12条 生徒指導規程の見直し

生徒指導規程は、必要に応じて見直しを行う。